

インフルエンザに関する登園届 (保護者記入)

(登園の目安は、子どもの全身状態が良好であることが基準となります)

認定子ども園だいち
各務原幼稚園 だいち保育園 園長 殿

園児名 _____

年 月 日(医療機関名)「 _____ 」において

インフルエンザと診断されましたが、年 月 日からは発熱症状が認められず
病状が回復し、所定の日数を経過し園の生活に支障がないと判断しましたので登園いたします。

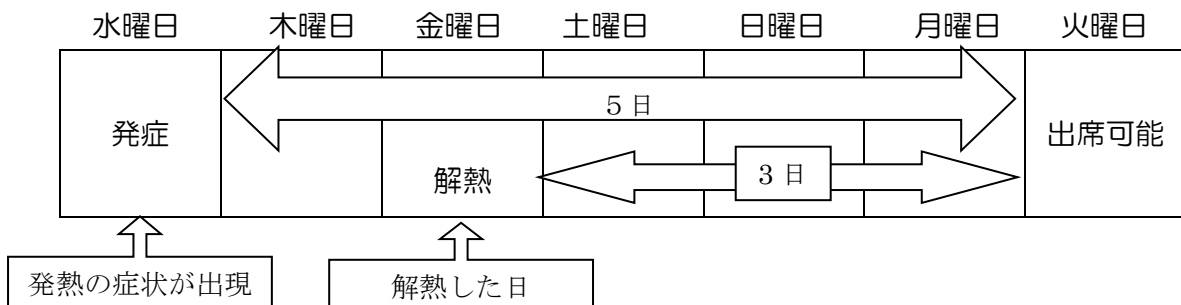
保護者名 _____ (印)

インフルエンザに感染した場合、発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまでは登園を控えてください。

認定こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが1日快適に生活できることが大切です。登園においては、必ずかかりつけの医療機関での診断に従い、登園届の提出をお願いします。

なお園での、集団生活に適応できる状態に回復してから登園できるように十分ご配慮ください。

(一例)



インフルエンザにおいて「発症した後5日後」の場合の「発症」とは「発熱」の症状が現れた事をさします。日数を数える際は、発現した日(発熱が始まった日・解熱した日)は含まず、翌日を第一日とします。発症後5日間、かつ解熱後3日間は出席を控えるようにしてください。